

山梨県公報

号外第二号

令和七年

一月二十七日

月 曜 日

目 次

条 例

○青少年保護育成のための環境浄化に関する条例の一部を改正する条例……………一

条例のあらまし

○ 青少年保護育成のための環境浄化に関する条例の一部を改正する条例（条例第一号）（教育庁生涯学習課）

- 1 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部改正に伴い、当該法令の条項及び用語を引用する規定の整理を行うこととした。
- 2 この条例は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十五号）の施行の日から施行することとした。

条 例

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年一月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県条例第一号

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例の一部を改正する条例

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例（昭和三十九年山梨県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第三項中「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」を「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」に、「第二条第三号」を「第二条第四号」に改める。

附 則

この条例は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十五号）の施行の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番